

和歌山県立博物館における公的研究費の不正防止に関する基本方針

令和元年7月25日制定

和歌山県立博物館における公的研究費の取扱いについて、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」（平成26年2月18日改正）に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適切に管理するため、基本方針を次のとおり定める。

（責任体系の明確化）

- 1 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、内外に公表する。

（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

- 2 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

（不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

- 3 不正を発生させる要因を把握し、それに対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

（研究費の適正な運営・管理活動）

- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。

研究費の使用に際しては、県の手続きにより実施することで、適正な運営と管理を行う。

（情報発信と共有化の推進）

- 5 公的研究費のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。研究費の使用に関するルール等の相談・告発窓口を設置し、不正への取組方針等を外部へ公表する。

（モニタリングの在り方）

- 6 公的研究費の不正使用が発生しない、発生させない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。